

「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」に関する 意見募集の結果について

1. 意見募集の期間

令和元年10月31日（木）～令和元年11月30日（土）

2. 寄せられた意見の総数

合計26件（団体12件，個人14件）

3. 論点ごとの意見概要

（1）総論

＜基本的な方向性に賛成する意見＞

- 本中間まとめの基本的な考え方に賛成。（日本弁護士連合会）
- 基本的な考え方について，賛成。権利者の保護に留意しつつ，現実に即した要件の見直しをしていくべき。（日本行政書士会連合会）
- 中間まとめで示されている方向性に賛成。判断基準の不明確さがある「分離困難性」の要件の削除が適当とされている点については特に評価できる。早期かつ確実に法改正を進めて頂きたい。（日本印刷産業連合会）
- 中間まとめのとおり，その趣旨・正当化根拠が妥当する範囲で柔軟な対応が認められる要件の緩和を行うこと，ただし，安易に規定を拡充することで，想定外の利用態様にまで適用範囲が拡張されたり，濫用的な利用を招くことがないように注意をすることについて，基本的に賛同する。（コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 今回の中間まとめの方向性は，日常一般的に行われている行為を広く権利制限の対象に含めるものであり評価できる。それに沿って早期かつ確実に法改正を進めて頂きたい。（日本知的財産協会）
- 「中間まとめ」が志向している見直し全体の方向性については，おおむね賛成。ただし，前提として，「安易に規定を拡充することで，想定外の利用態様にまで適用範囲が拡張されたり，濫用的な利用を招くことがないように注意することも必要である」ことを肝に銘じていただきたい。（日本雑誌協会）
- 柔軟性確保の観点から，具体的な要件は絞り込み過ぎず，新たな要件設定（正当・相当範囲内など）が萎縮をもたらさないようにすべき。VR・AE等といった新技術・新サービスの進展に対応した不断の見直しを行っていくべき。（新経済連盟）

- 著作権法第30条の2について、その趣旨から、その対象を生放送・生配信、スクリーンショット、模写等に拡大し、不要と考えられる分離困難性及び著作物創作の要件を削除することに賛同する。(個人)

＜基本的な方向性に反対する又は慎重な検討を求める意見＞

- 日常生活における具体的な支障が生じているものではなく、他の権利制限規定との関係も検討されておらず、現時点において、権利制限の範囲を拡大すべきとする具体的な立法事実が示されたとは言い難い。社会的に意義のある新規サービスの内容も不明確。これまでに問題となった事例はなく、規定の改正を必要とするような具体的な事例は全く示されていない。社会的・経済的に権利制限規定の改正が必要とされているのか、現実的な観点からも慎重な議論が求められる。(日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター)
- 著作権法第30条の3により適法となる利用の範囲の拡充には反対。今回提示された方向性は、「著作物の本来の利用」に該当する上に「公益的政策実現」とは無関係なものも「権利者に与える不利益が特段ない又は軽微」であると整理しさえすれば、権利制限の対象にし得るというものであり、過去の議論(2018年の柔軟な権利制限に関する法改正)の成果を踏みにじるもの。本規定の拡充により可能となる「社会的に意義のある新規サービス」の内容も明らかにされておらず、立法事実が認められない。スリーステップテストに適合しないことは明らか。(日本音楽著作権協会)
- フェアユースのような一般的な規定を置くにあたっては、裁判を是とする国民意識と社会的慣行があることなどの社会的インフラの整備が必要であるところ、我が国においては、どれも充足しているとは考えづらいため、今般の試みは時期尚早。(東京行政書士会中央支部著作権実務研究会)
- 立法目的、手段の相当性及び立法事実について疑義がある(新規サービスの具体的な内容が不明、街の雑踏の撮影については法第30条の2に該当するとの解釈に異論がないのであれば法改正の必要性がない、固定カメラによる撮影が問題になった事案がないのであれば立法事実があるとはいえない、侵害コンテンツのダウンロード違法化に寄せられている懸念の除去が立法目的なのであれば私的複製について権利を制限すれば足りる、イギリス・フランスでもそこまで適法にはなっていないなど)。付随的利用の場面や方法は適切に限定される必要がある。(個人)
- 全般的には、対象行為の拡大は慎重にすべき。対象範囲の適否の判断は最終的には司法(裁判所)の判断になるが、時間と費用がかかりすぎる現行の裁判制度の下では、最終的には裁判所の判断に任せるとの包括的な規定では著作権者の権利を保護できない。また、権利者団体と利用者との間での意見交換の場が熟成されていない。こうした社会インフラが整備されていないため、写り込みによる権利制限規定の拡充には時期尚早である。(個人)

＜その他の意見＞

- 改正の方向性については賛成するが、前回の法改正で導入された軽微利用、現在法改正が検討されている私的ダウンロード違法化との整合性を保つような法改正とされたい。(個人)
- 本件の軽微な利用の範囲変更が、「雪月花事件」のような著作物性による利用可否の判断に影響を与えないよう要望する。(個人)

(2) 対象行為

＜対象行為の拡大に賛成する意見＞

- 技術・手法に関わらない幅広い行為が含まれる包括的に規定することに賛成する。ただし、写り込みが生じ得るものとして想定している場合以外の利用態様まで広く対象に含まれてしまわないよう、適切な表現で対象行為を特定すべき。(日本弁護士連合会)
- 生放送や生配信も含め、技術・手法等にかかわらず幅広い行為が対象に含まれるよう、包括的な規定とすることに賛成。(日本放送協会)
- ゲーム制作においても、背景映像・画像のCG化等その創作活動の促進に繋がることが大いに期待できることから、CG化を含めた固定方法の拡大について賛同する。(コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 生放送や生配信など固定を伴わない場合に生じる写り込みが権利制限の対象となることは、活発に行われているインターネットを用いた生放送・生配信をより安心して行うことにつながり歓迎すべきこと。(日本知的財産協会)

＜対象行為の拡大（の一部）に反対する意見＞

- 「写り込み」を超えた「意図的な写し込み」を容認すべきではない。裁判例があるのなら、それらを提示したうえで検討していくのが望ましい。(日本雑誌協会)
- 包括的な規定とした場合、際限なく権利制限規定が拡充される恐れがあるので反対。(個人)
- 既存の著作物のスクリーンショットを写り込みや著作物の引用と称してSNSやブログに違法にアップロードし不正にアフィリエイト報酬を得る行為が増加している。不正なアフィリエイト目的の場合は写り込み規定の対象とせず、著作権侵害として扱いよう修正すべき。(個人)

(3) 著作物創作要件

<著作物創作要件の削除に賛成する意見>

- 必ずしも創作性の認められないような映像においても、著作物等の写り込みが生じることは多々ある。著作物を創作する場合以外も広く対象に含めることに賛同する。なお、固定カメラでも人為的に画角を調整するなどの制作行為が行われているケースもあり、固定カメラであることをもって直ちに創作性が否定されることには違和感がある。(NHK)
- 本規定の主たる正当化根拠に鑑みれば、「著作物創作要件」は必ずしも本質的な要素とは言えないので、これを削除することに賛成。(日本弁護士連合会)

<著作物創作要件を維持すべきという意見>

- 「著作物を創作する」にあたっての例外規定とすべきであり、この規定は残すべき。(個人)

<違法行為に伴う写り込みに関する意見>

- 主たる利用が映画の盗撮等の違法行為であるか否かも、権利制限の成否判断の一要素として斟酌できるように措置することが適当。(日本レコード協会)
- 著作権を侵害する行為に伴う写り込みを本規定の対象外とすると、外形的に違法とされ得る軽微な構成部分を含む場合の写り込み・スクリーンショット等が全て違法となる解釈が生じ得るため、かえって適切ではない。(個人)

(4) 分離困難性・付随性

<基本的な方向性に賛成する意見>

- 「分離困難性」は「付随性」を満たす場合の典型例として規定されたものと考えられることから、これを「正当(又は相当)な範囲内において」等の要件に置き換えることにより、本規定をより柔軟に適用できるようにすることに賛成。(日本弁護士連合会)
- 判断基準の不明確さがある「分離困難性」の要件の削除が適当とされている点については特に評価できる。(日本印刷産業連合会)
- 何かを撮影する際に他人の著作物を小道具として背景的に使用することも、「正当な(又は相当な)範囲内において」との要件のもと、積極的に許容されるべき。(日本放送協会)
- 権利濫用防止の観点から入れる条件等(「正当(又は相当)な範囲内において」という要件等)がかえって萎縮効果をもたらさないように配慮すべき。(新経済連盟)

- 分離困難性及び著作物創作の要件の削除についてはその削除のみに留めるべきであって、追加の要件による不必要な限定を加えてはならない。付随性及び軽微性の要件や、ただし書で必要十分なだけ限定されている。(個人)

<分離困難性の削除による影響を懸念する意見>

- 分離困難性の削除により、濫用的な行為まで可能となってしまうことを非常に懸念している。昨今、動画共有サイト等でゲーム実況が人気ジャンルとして存在し、eスポーツについてはゲームメーカーや興行主等がその競技中の映像を中継・配信することとなるが、これはいずれも著作権者の許諾が必要な行為である。このような場合に、映像や画像を背景等の一部であるかのように見せかけて許諾なく利用するといった不正利用行為を抑制することが必要。「正当(又は相当)な範囲内において」などの要件を追加することにより一定の歯止めをかけることを要望。(コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 分離困難性を削除した場合は、付随性を判断するためのメルクマールが失われ、予見可能性を害するおそれがある。居直るケースを抑止するためにも、分離困難性を付随性の判断要素の一つとして位置付けるのが適切。披露宴の撮影ビデオに新郎新婦の入場テーマ曲が収録されるようなケースも、当該曲の収録は本来的利用に該当し、本規定の対象外であることを確認すべき。(日本レコード協会)
- 分離困難性の要件削除には反対。「写し込み」を認めることに合理性はない。「写し込み」の適法化により、映像コンテンツ(放送番組、インターネット動画等)におけるBGMのような利用(付随的な利用が多く存在するのは明白)に関して権利者の利益が不当に害される可能性が高い。分離困難性の要件を削除した場合の影響は甚大。万一、分離困難性の要件を削除する場合には、音楽の著作物を権利制限の対象から除外すべき。英国著作権法第31条などでは、音楽の故意の挿入を付随的利用に係る権利制限の対象から除外している。(日本音楽著作権協会)
- 「分離困難性」の要件削除についてはより具体的な立法事実に基づいて検討すべき。「正当(又は相当)な範囲内において」という極めて抽象的な内容の要件追加では不十分。具体的な立法事実に基づく一定程度の明確な基準(指針)を示されたい。(日本雑誌協会)
- 分離が困難でないものについては、写り込みが回避できるため、「分離困難性」は必要。(個人)
- 既存の著作物のスクリーンショットを写り込みや著作物の引用と称してSNSやブログに違法にアップロードし不正にアフィリエイト報酬を得る行為が増加している。不正なアフィリエイト目的の場合は写り込み規定の対象とせず、著作権侵害として扱いよう修正すべき。(個人)(再掲)

＜被写体の中に当該著作物が含まれる場合を明記することに関する意見＞

- 条文化に当たっては、被写体の中に当該著作物が含まれる場合にも本規定が適用され得ることを明確化すべき。（日本弁護士連合会）
- ゲーム制作においても、その創作活動の促進に繋がるが大いに期待できることから賛同する。（コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 「街の雑踏」の撮影は日常的かつ無数に行われており、写り込みが許容される必要性は高い。分離困難性の要件を削除し、特に、被写体の中に当該著作物が含まれる場合にも対象に含まれることを明確化することに賛成。（日本放送協会）
- ブライダルの記録用ビデオへの楽曲の録音について、当協会は各事業者との間で利用許諾契約を締結している。この記録用ビデオの「撮影等の対象とする事物」はブライダルの情景全体となるところ、当協会では、主要場面（ケーキ入刀、プロフィール紹介のビデオ上映、余興、エンドロールのビデオ上映等）に用いられた楽曲については許諾が必要な旨をウェブサイトで周知し、使用料を徴収している。事例2のなかでも、付随対象著作物とならない著作物は本規定の対象外であることを明確にしていきたい。（日本音楽著作権協会）
- 現行規定の「～対象とするA」という部分まで維持する必要はなく、単に「写真の撮影等に付随して対象となる他の著作物」とすれば足りる。（個人）

（5）軽微性

＜考慮要素の明記に賛成する意見＞

- 条文に考慮要素が複数明記されれば、裁判所が事案に即した軽微性の総合考慮をより展開し易くなり、さまざまな事例の蓄積によって創作活動の促進に資する予測可能性の高い行為規範の形成が強く期待される。（日本放送協会）
- 利用者の判断に資するよう、法第47条の5第1項を参考にして、考慮要素を明記することに賛成。（日本弁護士連合会）
- 作品全体に占める付随対象著作物の利用割合といった量的基準のみならず、作品全体における重要性も判断要素であることを条文上明記すべき。披露宴撮影ビデオにおける入場テーマ曲は演出上の重要な要素であり、「軽微な構成部分」に当たらないことを明確に読み取れる条文設計を要望する。（日本レコード協会）
- ブライダルの記録用ビデオにおける「軽微な構成部分」該当性の判断においては、「作品全体のテーマとの関係での重要性」が極めて重要である。本規定を見直す場合には、この点を考慮して、権利制限の射程範囲がより明確になるようにしていきたい。（日本音楽著作権協会）

- 考慮要素について具体的に明確な指針があるのであれば、ぜひ示してほしい。(日本雑誌協会)

＜考慮要素の明記による影響や具体的な規定に関する意見＞

- 考慮要素を明記することでかえって権利制限の対象となる利用行為が狭めて解釈されるおそれもあるため、現規定のまま、単に「軽微」とするのが望ましい。仮に考慮要素を明記する場合には、第47条の5とは規定の趣旨や利用態様が異なることを踏まえて、各考慮要素が第30条の2に適しているのか、慎重に検討頂きたい。軽微性は、案件ごとに異なる多面的な考慮要素に基づき総合的に判断されるべき。(日本印刷産業連合会)
- 第30条の2と第47条の5とでは規定の趣旨や利用態様が異なることを踏まえて、各考慮要素が第30条の2に適しているのか、規定することで適切な利用を阻害することがないのかを立法事実に沿って検討頂きたい。例えば、写り込みでは、メインの被写体と同程度の表示の精度で写り込むこともあるため、「表示の精度」が考慮要素として適切か疑問。(日本知的財産協会)
- 考慮要素の明記自体に反対はしないが、必ず「その他の要素」も含め、考慮要素が限定列举と解釈されないようにすべき。(個人)

(6) 対象支分権

- 対象支分権を限定せず、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という形で包括的な規定とすることに賛成。(日本弁護士連合会)
- 対象支分権の拡大については、「写し込み」等の議論(具体的な立法事実、関係団体からの意見聴取)をしっかりと経たうえであれば賛成する。(日本雑誌協会)

(7) ただし書

- 写り込みの拡張・拡大解釈が無制限になることが懸念されるため、きっちりとした歯止めが必要。(報告書の中に)ただし書が単なる付帯事項ではなく、重要なポイントであることが伝わるような記載が必要。(日本文藝家協会)
- ただし書に該当する典型例を例示列举の形で、具体的に示されたい。そうすることで、ただし書に該当する行為やケースを類推でき、権利者の利益を不当に害する行為が格段に減じられると考える。(日本雑誌協会)
- 「写し込み」などを権利制限の範囲内とするならば、権利者の利益が不当に害される可能性は拡大するのであるから、当然に、ただし書の適用場面は増加するはずである。万一、中間まとめのとおり本規定を拡充する場合には、「今回の見直しによりただし書の適用場面が拡大することが想定される」旨を周知徹底すべき。(日本音楽著作権協会)
- ただし書については、著作権者の保護のために残すべき。(個人)

(8) その他

<改正内容等の周知に関する意見>

- 改正内容及びその趣旨の周知徹底を図るほか、本規定の適用に係るガイドラインを策定するなどの方策を併せて実施すべき。(日本弁護士連合会)
- 法改正後の解説においても、実態は許諾が必要な行為であるにもかかわらず、映像や画像を背景等の一部であるかのように見せかけて許諾なく利用するといった、不正利用行為について、本規定に該当しないものとして記載することを要望。(コンピュータソフトウェア著作権協会)

<その他の事項に関する意見>

- イノベーション促進の観点から、抜本的なフェアユースの規定のあり方を引き続き検討することとし、そのための必要な意見募集を行うべき。民間側のニーズに対応するため、写り込みに係る権利制限規定の拡充では読み切れないものにつき、法改正を含めて引き続き検討すべき。(新経済連盟)
- 今後著作権法改正案を提出するのであれば、ダウンロード違法化・犯罪化を完全に撤廃することを速やかに行うべき。また、現行の著作権法における民事の間接侵害(カラオケ法理)あるいは刑事の著作権侵害幫助との関係整理をおざなりにした、著作権侵害コンテンツへのリンク行為に対するみなし侵害規定の追加及び刑事罰付加にも反対する。研究のための権利制限の導入検討も今年度に速やかに行うべきであり、あわせて、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入すべき。(個人)

(以上)